

平成31年第1回野洲市議会臨時会会議録

招集年月日 平成31年1月24日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
13番 工藤 義明	14番 野並 享子
15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	政策調整部長	竹中 宏
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	川端 貴美子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議第1号から議第2号まで一括上程

(平成30年度野洲市一般会計補正予算(第11号) 他1件)

提案理由説明、質疑、予算常任委員会付託

第4 議第1号から議第2号まで

(平成30年度野洲市一般会計補正予算(第11号) 他1件)

予算常任委員会委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決  
市長提出議案

議第1号 平成30年度野洲市一般会計補正予算(第11号)

議第2号 平成30年度野洲市病院事業会計補正予算(第3号)

開会 午後1時00分

議事の経過

(開会)

○議長(橋 俊明君) (午後1時00分) こんにちは。

ただいまから平成31年第1回野洲市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名はお手元の文書のとおりです。

また、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分報告書が市長から提出され、お手元に配付しておきましたので、ご確認願います。

(日程第1)

○議長(橋 俊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第7番、津村俊二議員、第8番、矢野隆行議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(橋 俊明君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

（日程第3）

○議長（橋 俊明君） 日程第3、議第1号から議第2号まで、平成30年度野洲市一般会計補正予算（第11号）他1件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長（瀬川俊英君） 朗読いたします。

議第1号平成30年度野洲市一般会計補正予算（第11号）。

議第2号平成30年度野洲市病院事業会計補正予算（第3号）。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 本日ここに平成31年第1回野洲市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、今議会に提案いたします議案につきまして、ご説明を申し上げます。

本臨時会におきましては、議案として補正予算2件を提案いたしますので、ご審議をよろしく申し上げます。

議第1号平成30年度野洲市一般会計補正予算（第11号）は、歳入歳出予算総額それぞれに528万4,000円を追加すると共に債務負担行為を追加します。

歳出の内容は、今般、野洲市民病院整備事業に係る公金支出差しとめ等の訴訟が提訴されたことから、弁護士への訴訟事務着手金として衛生費に委託料を追加します。これに対する歳入は、繰越金を同額追加計上します。また、訴訟事務委託については、あらかじめ契約書に定める積算方法に基づいて、裁判が終結した後に精算分の委託料を支出することになるため、訴訟契約が終了するまでの期間と契約に定める積算方法での金額を限度とする債務負担行為を追加します。

なお、今回提案する費用は弁護士が当該事件に着手するためのものであり、勝訴した場合は今後、これに加えて1,000数100万円の経費が必要と見込まれています。市政監視の重要性は認めつつも、約2,000万円もの市民の貴重な財源を訴訟に費やさざるを得ないことは残念です。これは今回の訴えが事業の差しとめにととまらず、差しとめを

達成するために高額な賠償を求める形となっているためです。さらには、費用の問題に加えて、より重要なこととして、政策議論と意思決定手続及び事業遂行への影響の問題があります。具体的には裁判中は事業を進めるための意思決定がこれまでの市民代表である審議会に加えて、司法の判断が関与することにならざるを得ないこと、また当該事業が道路、ダム等の工事主体の公共事業と異なり、職員の採用や病院経営を伴う、いわゆる生きた事業であると共に、実質的に民間病院からの移行という個別特殊要件を伴っていることなど、複雑な要件を持っているため、裁判の動向がそれらに影響を与えることなどが心配されることでもあります。

次に、議第2号平成30年度野洲市病院事業会計補正予算（第3号）は、資本的支出において当初予算で計上していた開設支援業務委託に係る入札差額1,000万円を減額し、病院事業の承継に係る経理面での支援業務委託、開設支援業務委託その2に同額を追加して組み替えると共に、本委託契約に伴う平成31年度までの債務負担行為を追加いたします。

以上、提案いたしますので、ご審議、ご採決賜りますようお願いいたしまして、提案の説明といたします。

○議長（橋 俊明君） これより、ただいま議題となっております議第1号から議第2号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後1時07分 休憩）

（午後1時45分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、休憩時間をとっていただいて、ありがとうございます。

議第1号平成30年度野洲市一般会計補正予算（第11号）、野洲市民病院公金支出差しとめ等請求事件に関わる訴訟事務委託料、着手金の計上、並びに野洲市民病院公金支出差しとめ等請求事件に関わる訴訟事務委託料についての債務負担行為を通過、上記について、

質疑を行わせていただきます。

なお、本件は本予算の執行が市民に安心していただけるために、確認のため質疑を行うものでありますので、詳細、丁寧に回答の方をよろしくお願いいたします。

まずは1点目ですが、本件執行の適法性について答弁を求めます。

2つ目は、今回想定されている弁護士選定の基準や手続方法についてお伺いいたします。

3点目は、弁護士報酬の委託料について詳細をお伺いいたします。

4点目は、収入印紙代、交通費、通信費、コピー代の実費、また日当等の設定の有無等、詳細についてお伺いいたします。

5番目は、本件成功の程度に応じて支払う成功報酬である報償金の取り決め詳細についてお伺いいたします。

6番目は、仮に住民訴訟で市が勝訴し、市民側が敗訴した場合のことでありますが、市民に訴訟費用を請求する可能性、こちらは地方自治法で認められているものだと思いますが、請求する可能性の有無についてお伺いいたします。

まずは、今述べました6件について答弁をお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の議第1号平成30年度野洲市一般会計補正予算につきましてのご質問にお答えをいたします。

まず、適法性とだけ、ご質問なんですけども、どの法に適しているかどうかを言っていないと答えられません。必要であれば、後で反問いたしますけども、適法性と言う限りは法を特定していただかない限りはお答えができないと思います。

あと、弁護士の選定につきましては、通常、野洲市が行っておりますルールです。まず、野洲市の場合、顧問弁護士2人依頼をしております。優先的に顧問弁護士にお願いをするということですし、この事案につきましては、先に監査請求が出て、それを踏まえてというふうにご心配した訴状に書いてありますから、監査請求への対応は顧問弁護士の業務の範囲内でお願いをしておりますので、今の意向としては当該顧問弁護士にお願いをするということで考えております。

2番から5番までは担当部長がお答えしますが、6番、通告は敗訴となっております。ちょっと聞き逃してんですけど、敗訴した場合は当然、訴訟に負けたわけですので、相手に請求するということはないと考えています。

（「いや」の声あり）

○市長（山仲善彰君） 住民訴訟で敗訴した場合、市が敗訴した場合ということですね。

（「住民が敗訴じゃないの」の声あり）

○市長（山仲善彰君） 住民が敗訴した場合ですか。

○10番（稲垣誠亮君） はい。市が勝訴した場合。

○市長（山仲善彰君） だから、それやったら勝訴した場合と言うてもらったらわかるね。住民が敗訴した場合、市が勝ったから相手さんに求めると。一般的には求められないということになっていますので、求めることにはならないと思っています。

あとは担当部長からお答えします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） それでは、私の方から一般会計補正予算（第11号）の中の3番目からお答えをさせていただきます。

議員のご質問の委託料についてというご質問でございますが、今回、補正しておる528万4,000円のことだというふうに認識をしております。これにつきましては、2番での顧問弁護士に委託するという前提で補正予算を上げてございます。顧問弁護士の当該事務所の報酬規定に基づき算定をいただいております。この根拠となるのは差しどめをしようとしている実施設計費用1億6,632万円、そして損害賠償という形で既に支払った基本設計費用7,075万1,880円、これが基本的な算出根拠になります。それと、それに基づいた当該事務所の報酬規定ということで、過去に日本弁護士連合会報酬基準というのがございまして、その中の訴訟事件着手金という形で3,000万円を超え3億円以下の場合については3%と69万円という形で計算しますと、実際はかなりの金額になりますが、顧問弁護士事務所というところから割引をいただいたということで、結果的に528万4,000円ということになります。

それと、4点目にも関わるんですけども、収入印紙代、交通費、通信費、コピー代の実費、また日当等の設定の有無ということのご質問でございます。これにつきましては、今回528万4,000円の中の10万円につきましては、実費という形で弁護士の交通費と預かり費用請求の中に含んでございます。これについては、事案の内容、長期化の可能性を鑑み、後ほど裁判の終了後に精算をされるというものでございます。

それと、5番目の結果の成功の程度に応じて支払う成功報酬である報償金の取り決めの有無という形でございまして、これについては、債務負担行為の設定の中の訴訟事務委託に伴う実費に弁護士報酬を加えた額の範囲内ということで設定をしているんですけども、

これについても同じく先ほど言いました報償金という形で日本弁護士連合会報酬基準に基づきまして、3,000万円を超え3億円以下の場合ということで、6%プラス138万円という形になるんですけれども、これも顧問弁護士ということで減額して見積もりをいただいているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、あと2回ということですね。

○議長（橋 俊明君） はい、そうですね。

○10番（稲垣誠亮君） 今の答弁を踏まえて、再質問をさせていただきます。

まず、減額、減額という言葉は出ていて、減額ということ自体はありがたいんですが、そもそも基礎となっている金額が高く、妥当性が市場価格よりも高ければ、余り意味のないことでして、ちょっとお伺いしたいんですが、まず、2004年に弁護士報酬というのは完全自由化されていまして、そのことについては当然、執行部の方は認識はしていただいているとは思いますが、その弁護士報酬規定というのはあくまでも参考資料の一部という、今、位置付けになっております。今回の事件の場合は、一般的な損害賠償請求事件とは違いまして、住民訴訟というのは金銭給付が目的ではなくて、あくまでも行政の適正さを確保するのが本来の目的であります。今回の住民訴訟も行政の適正さを確保する目的で市民から行われているものだと思います。

ということなので、やはり報酬規定というのはあくまでも参考資料の1つにしかならぬので、通常はこの金銭給付を目的とする一般損害賠償請求事件とは異なる見方で報酬規定を見るというのも、ある程度弁護士会でそのような見方をして、訴訟金、着手金を確定させるというのはある一定、全ての方の弁護士がそうだとは言いませんが、そのような取り組みをされて報酬を決定されていると思います。といいますのが、逆に訴える側の立場からしますと、行政の、じゃ、住民訴訟を起こすととなると莫大な弁護士費用がかかるわけですよ。ということ踏まえても考えていただけたらと思います。

今の報酬規定の話からなるんですが、今、顧問弁護士が2人いて、その延長で委託したというふうにあります。これ、その金額の市場との妥当性なんです。当然、これ、顧問弁護士がいるから、それに頼むということは別に必要ないと思うんです。やはり、少なくとも2人以上の弁護士から見積書をとっていただいて、相見積もりというのは最低限必要だとは思いますが、そのあたりの相見積もり、もしくは入札の可能性を探られた、そ

のあたりの相見積もりをされているのかどうか、まずは1点目、その質問をお伺いいたします。

次に、この最終的な着手金の確定ですね。割引という言葉が出てきたんですが、どのような根拠をもとに割引金額が設定されたのか。そのあたりで当然、これ、契約前ですので、書面での見積書を交わしているのか、口頭でそのあたりを済ませているのか、説明がないので、わからないんですが、そのあたりについてご説明いただけたらと思います。

見積書、僕が当然、これ、金額も補正予算、債務負担行為の金額を含めると莫大な金額になりますので、当然、口頭ではないとは思いますが、そのあたりの詳細な見積書について提出はしていただきたいんですが、今現在、ここに今、こちらで言っていますので、今度、予算常任委員会の方に付託されると思いますので、そちらの方に、やはり資料として提出していただかないと議論のたたき台に入れなれないと思いますので、まずはその点、お伺いいたします。

あとは債務負担行為の成功報酬、その最大額の見積もり額についてもお伺いいたします。

あと、4点目ですね。今まで3点、聞いていると思うんですが、4点目なんですが、これ、仮に一審で勝訴なり敗訴なり一部勝訴なり一部敗訴なりが行われて、住民側が、市側の場合もあると思いますが、控訴したり、上告したりする可能性もあると思うんです。その場合に当然、これ、済みません、私の勉強不足であれば、申しわけないんですが、この金額というのは一審の費用のみに多分限定されて設定されているのかなとは思ってはいるんです。これが控訴、上告になると、この金額がまたはね上がる可能性がありますので、当然、僕が市側の執行部であれば、上告まで踏まえて、ある程度想定して金額をはじき出すと思うんですが、そこの説明が今日の全員協議会でも説明がなかったことに対して、私は大変不信感を持っていまして、やはり将来の上告までの可能性を含めて、この程度の金額が想定される、一審だけの金額で出されて、要はうがった見方をすれば、予算を通さないといけないので、不要な情報を排除しているのかなと、見方によったら見ることでもできると思いますので、そのあたりの控訴、上告まで含めたトータルの金額についてお伺いいたします。

以上4点、詳細な説明を求めたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 聞いていまして、稲垣弁護士ではないですけども、すごいご質問



をいただいたと思います。

○10番（稲垣誠亮君） 市民の疑問だと思います。

○市長（山仲善彰君） いやいや。控訴まで見越した費用を出せと。今回、たちまち一審に訴えられているわけであって、裁判というのは一審主義です、日本の裁判は、基本的には。制度上は上告がありますけども。いずれにしても、順番に答えますけども、今、すごい質問されたというふうに思いますけども、いろいろこちらにも疑問があるので、後で反問いたしますけども、まず弁護士の選定につきましては、野洲市は顧問弁護士を依頼している、まずそこに依頼するというのが本筋であると思います。通常の賠償の裁判ですから、特殊な専門性が要るわけではございません。

この方は、私になったときから顧問弁護士でしたし、数10年前から旧野洲町が依頼している弁護士でありますし、私になってからも、PFIのとんでもない掃除代、毎年4千数百万、これを断ち切ろうとして、相談して成功していただきました。そのときもかなり巨額な弁護士謝金でしたけど、当然、払って、精算して、今、これがあるから何億もPFIの無駄な掃除代が省けています。ですから、実績ありということで、問題ないと思っています。あえて、弁護士さんに見積もりをとってやるんじゃないしに、市民が訴えられているわけですから、勝訴できるかどうか、実績で単に見積もりで安かったら選ぶという弁護士の選び方をされている方は私はないと思いますけども。

いずれにしても、これは市長に委ねられている権限でありますので、まず今、相談をして、情報を共有化している、かつ顧問弁護士であるという方に前提として依頼をしようという前提で、今、予算を出しています。ここに私は問題が存在しないと思います。

それと、見積もりというか、積算するにあたっては、口頭で聞いた上でメモをもらっていますけども、これは現時点ではお出しができるものではないと思います。出すんだったら、市の積算表を出すべきであって、まだこれは個人の弁護士事務所の資料ですから、委員会にさっき出せとおっしゃいましたけども、これは出せるものではないと思います。

多分、誰かに、稲垣議員、本当に、じゃ、それを言い出したら、私、さっき休憩時間ですら言ったように、政務調査費、野洲市の場合は小さいですけども、公金ですよ、その執行は議員さんに委ねられているわけであって、今回も市長権限の中に委ねられている範囲という理解をしています。

それと、行政の事業の差しとめだから、金銭には絡まないとおっしゃっていますけども、これはあえて私、提案説明で言いましたように、体裁は金銭補償を求める裁判になっている

ます。もしか、本当に行政訴訟をされるんだったら、違う形式もあり得ます。だから、これは最大限金銭が絡む裁判というふうに理解をしないと、それこそ稲垣議員がおっしゃっている二審、三審のリスクを踏まえてという、全く矛盾しています。これは単なる行政の差し止め訴訟であるというふうに考えて、訴訟の進展によって違ってきたら、見積もり違いじゃないですか。だから、あなたが言うておられることと、もう一方で言うていることが矛盾しています。

それと、あとは二審、三審を想定した経費とか成功した場合の報償というのも参考に出しているわけですし、とりあえずまだこれから裁判が始まるわけですから、当面、代理人を立てないで野洲市が闘うということは、これはないです。個人だったら別ですけども。野洲市の代理人として委任をして、業務を依頼するという手続の予算をとった上で顧問弁護士である方に依頼をしようということでもあります。

以上、お答えいたします。

じゃ、反問します。

○議長（橋 俊明君） それでは、暫時休憩をいたします。

（午後 2 時 0 6 分 休憩）

（午後 2 時 0 8 分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許可します。

市長。

なお、反問は質問議員 1 人につき 2 回までとなっております。

○市長（山仲善彰君） 先ほどの稲垣議員の質問で、今回の訴訟は野洲市長に対して病院整備事業において約 7, 0 0 0 万の基本設計費と現在進めている 1 億 6 千数百万の実施設計に係る賠償を求めておられるということなんですが、それが市民がそれを求めておられる趣旨はお金の問題ではなくて、事業をとめるからとおっしゃいました。でも、これは体裁は金銭だから、これだけの金額が少なくとも要するというので今提案していますけども、通常、訴状を全て出しているところはないはずなんですが、当初から私は訴状をまず議員の皆さん方に配りたい、市民の方にも配りたい、本当ですと、少なくとも代理人の名前、あるいは訴えられている方の名前というふうにも思ったんですが、固有名詞は全部塗り潰しています。でも、市民の訴えとおっしゃいました。なぜわかるんですか。そこを問いたい。誰から裁判をしておられるかはここにされる方はご存知ではないはずなんです。な

ぜ稲垣議員は市民が訴えておられるとわかるんですか。市民というのは野洲市民とおっしゃっていると私は思いますからね。

○10番（稲垣誠亮君） それ以上。

○市長（山仲善彰君） はい、それでいいですよ。なぜわかるのか。

○議長（橋 俊明君） ただいまの反問に対する発言を求めます。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ただいまの市長の反問で、訴訟原告が市民で、なぜわかるのかという反問だと思うんですが、通常、これ、野洲市と関係のない市民の方がまず起こす訴訟というのは100人に聞いたら99人はそんな市外の利害関係のない方が直接市に住んでない方が起こすというのは当然、考えられないというのはおおよその見方だと、常識的な見方だと思いますし、あとはマスコミ報道等でも市民から住民訴訟が起きていると聞いていますので、もうそれは周知の定説、事実であるのかなと私は思っていますが、それでお答えになっていますか。

○市長（山仲善彰君） なっていません。確証を持っておられるからですけど。そもそも12月議会のときに私たちが知らないときに訴訟が起こったけど、市長の見解はと問われたわけですから、それを踏まえてのことです。情報を捉えてね。

○10番（稲垣誠亮君） マスコミ報道で……。

○市長（山仲善彰君） 報道される前にここであなたは聞いたと思う。

○議長（橋 俊明君） 挙手でやりとりして下さい。

市長。

○市長（山仲善彰君） あえて言いませんでしたけど、ここでご自分の質問のときに、市長、今日、訴訟が起こされたんですがと聞かれたから一次情報を持っておられるところからなぜ知られたんですかと聞いているんです。

○議長（橋 俊明君） 申しわけないです。暫時休憩します。

（午後2時12分 休憩）

（午後2時12分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 守秘義務もありますので、具体的には申し上げられませんが、マスコミ関係者から聞いております。確か記者会見があったんですかね。私も詳細はわか

ってはいないんですけど、記者会見をされていると、マスコミが呼ばれて、それがそこからの情報になりますので、特に不自然なことは全くないと思います。マスコミの方があえて誤った情報を流すと思いませんので。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） もっと整理して言わないと。記者会見という意味がわからないので、なぜ市民が訴訟を起こされたと確信を持って、この場で質問されたのかという2つについて。

○10番（稲垣誠亮君） もう一回、いきます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） そもそもこれ、住民監査請求が起こりました。それはおおよそ却下される見通しが高いのではないかなというのは、私の見方ではあったんですが、当然、住民監査請求というのは、延長上に住民訴訟が設定されているシナリオで組まれていますので、代表監査人から却下された時点で決められた日付内に住民訴訟が起こるというのは十分可能性の高い、他市の例も見えていますけども、可能性の高いスケジュールであるので、もう住民監査請求が行われた時点で将来住民訴訟が行われるのではないかなというようなことは私は感じていましたが。なので、あの日突然突拍子に聞いたというような、今、発言はありましたが、そもそも住民監査請求が起きた時点で住民訴訟はあらかじめ可能性として十分高かったと、当然、執行部の方もそういうふうに認識されていらっしやっと思えますので、そんな初耳で驚くような事案ではそもそもないと思います。

説明になっていると思いますが、以上でよろしいですか。

○市長（山仲善彰君） いずれにしても結構です。

○議長（橋 俊明君） それでは、反問はこれで終了します。

引き続き、稲垣議員、3回目の質疑はありますか。

○10番（稲垣誠亮君） あります。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。成功報酬等に関わる債務負担行為で1,000万の金額を予定されていると、当然、そういうことであれば、膨大な予算になります。なかなか市の財政が逼迫する中、市民の貴重な税金を使って、訴訟対応するわけですから、当然、少ない予算で最大限の効果を上げるとのことだと思っておりますが、何か市の顧問弁

護士がいることと市長の専決だから、何か相見積もりなんかは必要ないと言われたんですが、であれば、やはり私は少なくとも、当然、行政訴訟にたけた方から2人以上から、やはり最低でも相見積もりをとって、できるだけ費用を抑えて対応すべきなんではないかなと私は思うんですが、まずはそれ1点目、再度お答えいただけたらと思います。

2番目なんですが、最初に適法性についてお伺いしていたんですが、これ、今回、市長個人も原告でなっているんですかね。私はそのあたりのすみ分け、先ほどの全員協議会で市長が個人で対応されるのか、その訴訟代理人を市長も付けて対応されるのか、そのあたりはちょっと説明がなかったもので、わからないんですが、先ほど全協で市長の方からそのことについて触れていただきましたので、再度確認したいんですが、そのあたりのすみ分けについて、あくまでも市は市、個人は個人で完全にすみ分けて、この訴訟事務委託料、もしくは債務負担行為についてはきれいにすみ分けされて使用されるのか、これは市民に安心していただくために私は行っているんですが、そのあたりは安心してよいのか、その点について2点目は多分市長であれば、今のご質問の意味はおわかりいただけると思いますが、2番目、そちらの質問をお願いいたします。

3点目ですが、これ、やはり私が一番心配している件なんですが、これが3点目なんですが、今回の費用についてはかなり膨大なものになります。この膨大な費用の積算に際して、やはり今の答弁では見積書が、普通は私、民間の感覚では仮に1社であっても、見積書を市がもらって、それをもとに今回、計上されているのかなと思ったんですが、その弁護士事務所に何か見積書があるとか、先ほどの答弁が少しわかりにくかったんですが、そのあたりもこの3点目で解説、もししていただけたらいいとは思いますが、仮にこの金額の妥当性について疑義が出る事態になりましたら、これ、考えたくはないですけど、この公金差しとめ請求事件に関わる再度の住民監査請求、住民訴訟、また起こる可能性が僕はあると思うので、心配しているんです。なので、やはりこの設定金額を確定させるためにはよく厳格に、誰から見ても大丈夫なように設定していただきたいという思いがありますが、以上、その3点についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の弁護士の依頼に絡む再々質問にお答えします。

結構、手ぬるいなという気がするんですけど、相みつでいい。相みついうたら、1人か2人からいただいたらいいですね。

○10番（稲垣誠亮君） いや、それは競争入札が望ましいとは、僕はさっき、1回目

言いました。少なくとも相見積もりは最低でもとらなければいけないというふうに申し上げています。

○市長（山仲善彰君）　ただ、弁護士は一般的に競争入札していますか。弁護士さんの仕事というのは事件をある程度把握して、依頼を受けるか受けないとか、そういう話であって、通常、相みつという言葉が出てくるのはコピー機を買うとか車を買う、一般的な競争なんですけども、簡便な場合に相見積もりをとってもらおうということなんですけども、野洲市民のために勝てるか勝てないか、そういうことがあって、顧問弁護士を依頼しているわけで、普通は専門性がある場合も顧問弁護士に相談して、強化をするために新たな弁護士事務所をお願いするとかということにはしますけども、まず顧問弁護士という制度で従前から毎年公金でお願いをしているわけですから、これは妥当性があります。

それと、経費が適正かどうかは、これは結果ですから、これから予算を認めていただいて初めて契約行為を行おうとしているわけですから、あとは監査の問題で、ただ、皆さん方は自分で聞かれて、この金額が私たちは妥当だと思っているんですけども、議員の皆さん方が妥当と思われるかどうかを評価していただいたらいいのではないかと考えています。

それと、あえて私はさっき言ったんですけども、変な裁判で公人の市長が私人の私に求めよという裁判になっています。全然立場は違うわけだから、私の個人の弁護を公人の方に振り替えてやっていくということは一切ないです。ただ、野洲市が勝訴すれば、私は問題ないわけで、野洲市が敗訴した場合に今度、野洲市と私は敵対関係になります。あえて言えば、この裁判で山仲個人はもう病院やめると言うだろうという裁判なんです。勝っても負けても金が膨大に要る裁判です。私が利権で、成功報酬で病院をつくったら、リベートで3,000万とか5,000万もらおうというんだったらやるでしょう。そうでなかったら、合理的な人間だったら、やめます。職員もそう思っています。でも、私は医師会からも市民からも期待を受けているし、私も病院が必要だと思うからやろうと思っているわけで、自分を評価するのも変ですけども、奇特定の事をやっているなと思いますけども。

これが私が運転手さんがいないから、公用車を運転して、どこかで交通事故を起こしたんだったら、これは責任は市ですけども、私の瑕疵と全く完全に切り離せませんけども、この事業は丁寧に丁寧にあり方段階から市民に公開して議論して、議会審議を経てやってきています。一切曇りも何もない。本当に裁判に馴染むかですけども、稲垣議員がおっしゃったように、誰がか知りませんが、裁判を起こされた限りは訴えておられるのは市

しか訴えていませんから、私個人は訴えられていないですね。市を訴えて、私にということなので、今後の展開は本当にやられるんだったら、これはすごいことが起こってくるのかもわかりません。こんな裁判は普通起こしません、ましてや、こんな小さな町で。これほど透明性の高い事象に対して。前から言っているように、一緒に応援していただいても厳しい市民のための医療を守ろうとしているわけですよ。評論家みたいに、さっき期待していますとおっしゃったけど、この質問は期待している質問とは全く違いますね。弁護士さんを選ぶのさえいちゃもん付けているわけでしょう。多分、そう来るかなと私は思っていたから、さっき冗談で、期待とおっしゃった限りは、病院予算までいったけども、弁護士費用までここまで来るとは思いませんでしたね。マッチポンプ、訴訟側とは言いませんけども、12月議会の質問からしたら、さっきごまかされたけども、今日、訴訟を起こして、記者会見しておられるのかなんか、結果論とおっしゃって、私の見解を図らずも聞かれた。あれは私も忘れもしない。マスコミから聞いたという話じゃなしに、訴訟が起きましたけども、市長の見解はと、ここで議事録が残っていますよ。

○10番（稲垣誠亮君） いや、聞きましたから、だから。

○市長（山仲善彰君） だから、知っていたわけじゃないですか。議場に朝からいる人が後で聞いた、その記者会見があるかないかという、わかるはず絶対ない。

いずれにしても、どうでもいいんですよ。弁護士費用は適正に情報をもって積算して認めていただいたら、きちっと内訳もわかり、執行状況もわかる形で執行いたします。この金額は公になっておるわけですから、一般の他の弁護士さんが見られて、契約を相手方の顧問弁護士を想定していますけども、不当な要求、過大な請求がされているかどうかは衆人環視のもとですし、そこへ裁判が起こされるんだったら、また裁判で予告されましたけども、起こったら起こったで、また対応せざるを得ないじゃないですか。もう病院をつくるだけでも大変なのに、弁護士費用で裁判。きのうも報告を受けましたけども、皆さん方が依頼された弁護士費用にまで監査請求を起こされて、今、またその予告をされたんかなと思いましたが。

○10番（稲垣誠亮君） ここ、本件のことについて僕は言っています。

○市長（山仲善彰君） いやいや、今おっしゃったじゃないですか。これの弁護士費用でも裁判を起こされると今おっしゃったから、あえて言うてるわけです。

いずれにしても、以上、お答えとします。

○10番（稲垣誠亮君） これで終わりですね。

○議長（橋 俊明君） 終わりです。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

本当に市民に安心していただくために質疑を行っていますので。

○議長（橋 俊明君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第1号から議第2号までについては会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、予算常任委員会に審査を付託いたします。

暫時休憩いたします。再開時間は追って連絡をいたします。

（午後2時27分 休憩）

（午後3時30分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（日程第4）

○議長（橋 俊明君） 日程第4、予算常任委員長より、委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第1号から議第2号まで、平成30年度野洲市一般会計補正予算（第11号）他1件を議題とし、予算常任委員長の報告を求めます。

第14番、野並享子議員。

○3番（長谷川崇朗君） 議会が始まる前に1点、動議を行いたいんですけども、お願いします。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後3時31分 休憩）

（午後3時52分 再開）

○議長（橋 俊明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、長谷川議員より緊急動議が出されましたけども、緊急動議を取り下げることをございましたので、そういった経過を踏まえまして、長谷川議員より発言を求めます。

○18番（立入三千男君） さっき、今、緊急動議が出て、動議を受け付けるか受け付けんでも諮ってへんのにそんなんで取り下げると言うてるのもおかしいよ。

○議長（橋 俊明君） 本人が取り下げることになりましたので。

○18番（立入三千男君） これ、緊急動議を出していても、みんなで諮ってくれやな。



緊急動議を受け付けるか受け付けてへんかということも諮らなあかへん、みんなに。

○議長（橋 俊明君） いや、本人が緊急動議を取り下げるという意思表示をされましたので、今回はその説明を受けると。

○18番（立入三千男君） いやいや、ほんで何も緊急動議として取り扱ってなかったのも取り下げる言うてることも言う必要はない言うてんねん。

○14番（野並享子君） 本人の弁、要らんのん違う。

○18番（立入三千男君） ほや。取り扱ってない。

○14番（野並享子君） 取り下げられましたと。

○議長（橋 俊明君） わかりました。その件につきましては、この会議が終わった上で、長谷川議員なりに十分話し合いを持っていきたいということでございますので、それではご了解をお願いいたします。

それでは、引き続き、予算委員長の報告を求めます。

第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

本日、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第1号平成30年度野洲市一般会計補正予算（第11号）、議第2号平成30年度野洲市病院事業会計補正予算（第3号）、以上2議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査しました。

主な質疑として、補正予算の裁判費用の算定に問題があるのではないかとの質疑に対し、執行部から質疑の内容を契約相手方に伝え、適正かどうか確認した上で予算を執行していくとの答弁がありました。

議第1号から議第2号について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（橋 俊明君） これより予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第1号から議第2号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議第1号平成30年度野洲市一般会計補正予算(第11号)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第1号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第2号平成30年度野洲市病院事業会計補正予算(第3号)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第2号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長(山仲善彰君) 平成31年第1回野洲市議会臨時会の閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

本臨時会で提案いたしました2議案につきましてお認めをいただき、誠にありがとうございます。病院事業につきまして訴訟が提起されましたが、当事業は多くの市民及び医師会等から支えられ、必要性、正当性が存在する事業であり、これまでの手続においても十分な透明性と適正さを確保しております。今後は、事業を進めるための意思決定がこれまでの市議会に加えて、司法の判断が関与することになりますが、これまで以上に最新の対応を持って積極的に進めてまいります。

議員の皆様におかれましては、インフルエンザがはやっており、くれぐれも健康にご留意をいただき、引き続き、ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 以上で平成31年第1回野洲市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午後3時58分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成31年1月24日

野洲市議会議長                      橋        俊   明

署   名   議   員                      津   村   俊   二

署   名   議   員                      矢   野   隆   行